



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *57 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 公安委員会規則
 - *9 車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則
- 告示
 - 800 指定代理納付者の指定 (税務課)

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号) の一部を次のように改正する。

第29条の2の次に次の1条を加える。

(指定代理納付者による歳入の納付)

第29条の3 歳入徴収者は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者 (以下この条において「指定代理納付者」という。) が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用する納入義務者から、令第157条の2第2項に規定する番号、記号その他の符号を通知して、指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させる申出があったときは、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

2 知事は、指定代理納付者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者の意見を聴くものとする。その指定代理納付者により代理納付させる歳入を変更しようとするときも同様とする。

3 知事は、指定代理納付者の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更するときも、同様とする。

- (1) 指定代理納付者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 指定代理納付者に代理納付させる歳入
- (3) 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
- (4) 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

第87条に次の1号を加える。

(3) 建設工事 (和歌山県工事執行規則 (昭和28年和歌山県規則第25号) 第2条に規定する工事をいう。以下同じ。) 、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びに集中調達物品の調達に係る契約について競争入札に付する場合において、令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者について、その資格が県の資格登録制度 (登録による資格の有効期間が1年を超えるものに限る。以下「入札参加資格登録制度」という。) に基づくものであり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第93条第1項第7号中「指名競争入札による契約 (和歌山県工事執行規則 (昭和28年和歌山県規則第25号) 第2条に規定する工事の請負契約に限る。)」を「入札参加資格登録制度に基づく令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札により建設工事の請負契約」に改める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年5月30日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則 (昭和62年和歌山県公安委員会規則第7号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第800号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- | | |
|--|--|
| <p>1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区六本木6丁目10番1号</p> <p>2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと和歌山応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納入されるものに限る。）</p> <p>3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
VISA
MasterCard</p> <p>4 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成20年6月1日から平成21年3月31日まで</p> | |
|--|--|